

知って得する!

# 法律コラム



弁護士 米井舜一郎

## 任意保険に加入していない 自動車と事故に遭ったら

弁護士法人よつば総合法律事務所

全国6拠点(千葉・柏・船橋・東京・大阪・名古屋)、弁護士20名以上が在籍している法律事務所。経営法務全般。特に、人事労務問題、契約書等のリーガルチェック、紛争対応(債権回収・株主間紛争・その他企業様の各種訴訟)が主な取扱業務。

千葉県内の企業様を中心に450社強の企業様と顧問契約を締結(2024年11月1日時点)。

お問い合わせは、お電話(043-306-1110)かメール(info@yotsubasougou.com)にて。



こちらから企業法務サイトが  
ご覧になれます。

### 1 はじめに

よつば総合法律事務所の米井です。

自動車の対人・対物保険の加入率は、約90%にとどまり、10人に1人は任意保険に加入していません。今回は、事故の相手方が任意保険に加入していなかった場合に、どのように対応するべきかを解説します。

### 2 健康保険や労災保険を使って治療

事故でお怪我をされた場合にもっとも大切なことは、十分に治療して回復することです。そのためには病院に通う必要がありますが、交通事故の場合は自由診療として扱われてしまう場合があり、治療費の負担が大きくなります。そこで、治療費の負担を少なくするために、業務中の事故の場合は労災保険を、労災保険が使えない場合は健康保険を使って通院することが大切です。交通事故で健康保険を使う場合は、「第三者行為による傷病届」という書類を健保組合等に提出する必要があります。

### 3 ご自身で契約している保険がないかを確認

相手方が任意保険に入っていなかった場合に使える保険として、ご自身にご加入している人身傷害保険、無保険車傷害特約や車両保険が使えるかを検討します。

人身傷害保険や無保険車傷害特約のみの使用であれば、等級が下がらないことが一般的です(ノーカウント事故)。ただし、車両保険を使用して車の修理を行う場合は、翌年の等級が下

り保険料が上がる可能性がありますので、保険会社への確認が必要です。

### 4 自賠責保険への請求

相手方が任意保険に入っていない場合であっても、強制加入保険である自賠責保険には入っていることが通常です。そのため、立て替えた治療費、交通費や慰謝料などは、自賠責保険会社に請求することが考えられます。注意点としては、①傷害分(治療費や慰謝料など)の上限は120万円であること(後遺障害分は別途等級に応じた上限枠があります)、②物損については補償の対象外であること、③慰謝料や休業損害の算定基準が低額であることです。

まれに相手方が自賠責保険に加入すらしていないケースもありますが、この場合は、政府保障事業という制度によって、救済されます。

### 5 相手方への請求

人身傷害保険や自賠責保険等によって十分な補償を受けられない場合は、相手方に対して請求することも検討します。相手方が業務中の場合は、会社に対しても請求できる可能性があります。

相手方に請求し、任意に支払ってくれれば問題ありません。しかし、任意保険に加入していない人は資力がないというケースも多く、交渉は簡単ではありません。交渉が決裂した場合は、訴訟提起したうえで給与や預金等の差押えを検討します。ただし、相手方にめぼしい財産がない場合は、判決を得ても事実上の回収が困難なケースもある点には注意が必要です。